

医政支発0330第1号  
令和2年3月30日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長  
(公 印 省 略)

持分の定めのない医療法人への移行計画の認定の手続の見直しについて

持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人への移行計画（以下「移行計画」という。）の認定の手続について、所要の見直しを行うこととなったことに伴い、本日付で、「医療法施行規則の一部を改正する省令」（令和2年厚生労働省令第54号。以下「改正省令」という。）が公布されました。それに伴い、下記の通知の一部を別添のおり改正し、改正省令の施行日（令和2年4月1日）から適用することとしますので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の医療法人に周知徹底を図るようお願いいたします。

記

第1 改正通知

- 「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」  
(平成29年9月29日医政支発0929第1号)

別添1

第2 施行期日等

上記の改正通知は本年4月1日より適用する。

ただし、改正省令による改正後の医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第57条、第59条及び第60条第2項の規定並びに附則様式第五は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる医療法（昭和23年法律第205号）第54条の9第3項に基づく認可の申請について適用し、施行日前にされた同項に基づく認可の申請については、なお従前の例によるものとする。

また、改正省令の施行の際現にある改正省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正省令による改正後の様式によるものとみなすこととする。なお、改正省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。

○「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」（平成 29 年 9 月 29 日医政支発 0929 第 1 号）の一部改正  
 （下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第 1・第 2 (略)</p> <p>第 3 移行計画の認定に当たっての留意事項</p> <p>1 認定申請に関する事項（平成 18 年改正法附則第 10 条の 3）</p> <p>(1) 移行計画の認定を受けようとする持分のある医療法人は、次の書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>ハ 定款（平成 18 年改正法附則第 10 条の 3 第 3 項第 1 号）</p> <p>ニ～ト (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 認定医療法人の実施状況報告等に関する事項（平成 18 年改正法附則第 10 条の 8）</p> <p><u>削除</u></p>	<p>第 1・第 2 (略)</p> <p>第 3 移行計画の認定に当たっての留意事項</p> <p>1 認定申請に関する事項（平成 18 年改正法附則第 10 条の 3）</p> <p>(1) 移行計画の認定を受けようとする持分のある医療法人は、次の書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>ハ <u>定款変更案（移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載したものの）及び新旧対照表（平成 18 年改正法附則第 10 条の 3 第 3 項第 1 号及び施行規則第 57 条第 1 項）</u></p> <p>ニ～ト (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 認定医療法人の実施状況報告等に関する事項（平成 18 年改正法附則第 10 条の 8）</p> <p>(1) <u>認定医療法人は、認定後速やかに、移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載した定款への変更の認可について、都道府県知事に申請しなければならない。</u></p> <p><u>この認可を受けた場合には、認可を受けた日から起算して 3 か月以内に厚生労働大臣に次の書類を提出し、当該認可を受けた旨を報告しなければならない（施行規則第 60 条第 2 項）。</u></p> <p>イ <u>実施状況報告書（施行規則附則様式第 5）</u> 別添様式 6</p>

<p>ロ 変更認可後の定款及び新旧対照表</p> <p>ハ 定款変更認可書の写し</p> <p>ニ 社員総会の議事録(ただし、認定申請において添付したものと同一場合には、省略することができる。)</p> <p>(2) 認定医療法人は、移行計画に記載する移行期限内で、かつ、持分の定めのない医療法人への移行を完了するまでの間、認定を受けた日から起算して1年を経過するごとに、その経過する日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に次の書類を提出し、移行計画の進捗状況を報告しなければならない(施行規則第60条第1項)。</p> <p>イ 実施状況報告書(施行規則附則様式第5)</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4 認定医療法人の認定の取消し(平成18年改正法附則第10条の4第2項から第4項まで)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 厚生労働大臣は、上記3の実施状況報告等により、次に該当すると認められる場合には、必要に応じて、実地調査を行った上、認定医療法人に対して改善等を指示し、その改善の見込みがないものと判断するときは、その認定を取り消すことができるものとする(平成18年改正法附則第10条の4第2項及び施行規則第59条)。</p> <p>イ (略)</p> <p><u>削除</u></p> <p>ロ～上</p> <p>第4・第5 (略)</p>	<p>ロ 変更認可後の定款及び新旧対照表</p> <p>ハ 定款変更認可書の写し</p> <p>ニ 社員総会の議事録(ただし、認定申請において添付したものと同一場合には、省略することができる。)</p> <p>(2) 認定医療法人は、移行計画に記載する移行期限内で、かつ、持分の定めのない医療法人への移行を完了するまでの間、認定を受けた日から起算して1年を経過するごとに、その経過する日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に次の書類を提出し、移行計画の進捗状況を報告しなければならない(施行規則第60条第1項)。</p> <p>イ 実施状況報告書(施行規則附則様式第5)</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 認定医療法人の認定の取消し(平成18年改正法附則第10条の4第2項から第4項まで)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 厚生労働大臣は、上記3の実施状況報告等により、次に該当すると認められる場合には、必要に応じて、実地調査を行った上、認定医療法人に対して改善等を指示し、その改善の見込みがないものと判断するときは、その認定を取り消すことができるものとする(平成18年改正法附則第10条の4第2項及び施行規則第59条)。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 認定を受けた日から起算して3か月以内に、移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載した定款への変更について都道府県知事の認可を受けなかったとき(同条第2号)</p> <p>ロ～下</p> <p>第4・第5 (略)</p>
--	--

<p>第6 認定医療法人に係る定款の変更について <u>削除</u></p> <p>1 (略)</p> <p>2 上記1の定款変更の認可申請を受け付けた都道府県においては、持分の定めのない医療法人への移行を円滑に進める観点から、定款変更の認可について遅滞なく事務を処理すること。</p> <p>3 <u>厚生労働大臣の移行計画の認定を行った後、速やかに、厚生労働省医政局医療経営支援課から当該医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県宛に、認定を受けた医療法人名の一覧を送付する。都道府県においては、認定を受けた医療法人から残余財産の帰属に係る定款変更の申請があった場合には、一覧を参照し、当該医療法人が認定を受けている旨の確認を行うこと。</u></p> <p>第7 (略) 別添様式</p>	<p>第6 認定医療法人に係る定款の変更について</p> <p>1 <u>認定医療法人は、認定後速やかに、移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載した定款への変更の認可について、都道府県知事に申請しなければならぬ。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 上記1及び2の定款変更の認可申請を受け付けた都道府県においては、持分の定めのない医療法人への移行を円滑に進める観点から、定款変更の認可について遅滞なく事務を処理すること。</p> <p><u>新設</u></p> <p>第7 (略) 別添様式</p>
--	---

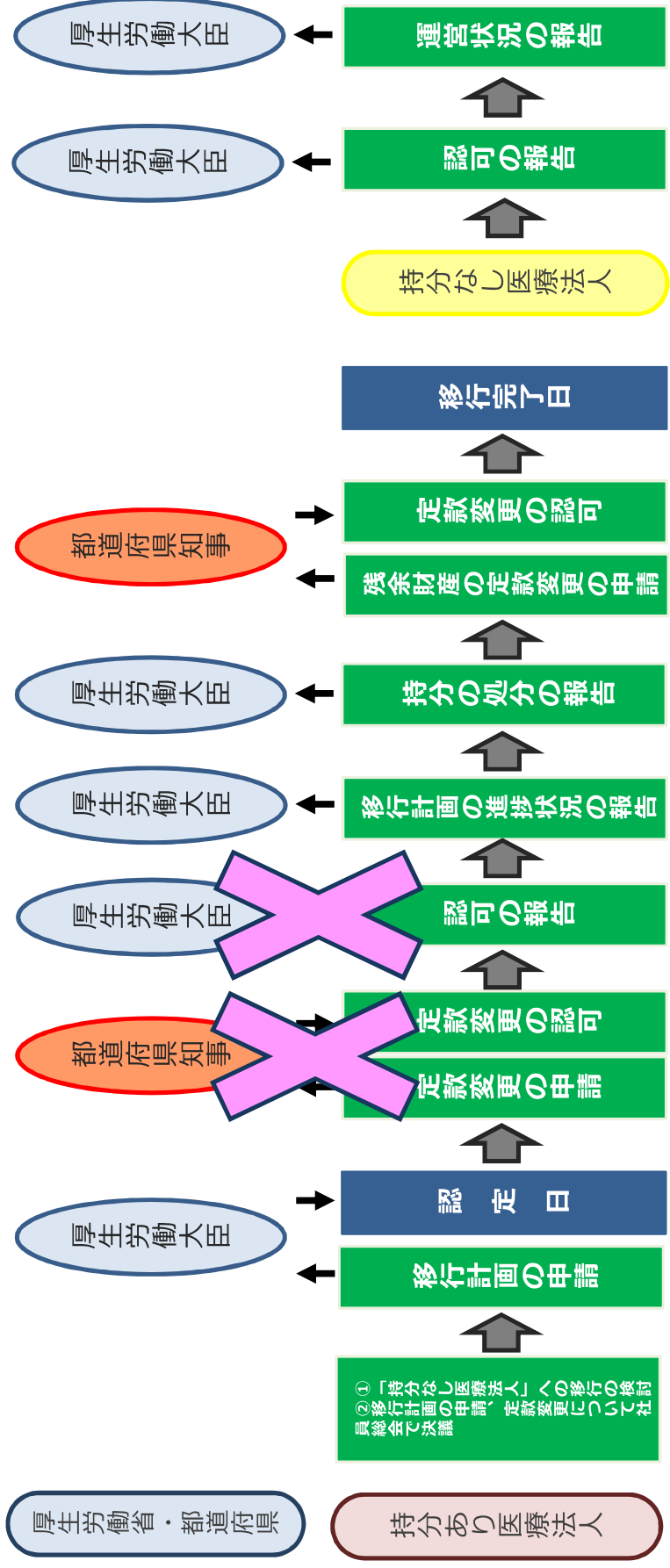
○「持分の定めない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」（平成 29 年 9 月 29 日医政支発 0929 第 1 号）の「別添様式 6」の一部改正  
 （下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p><u>別添様式 6</u></p> <p>附則様式第 5（附則第 60 条第 1 項から第 3 項まで関係）                      実施状況報告書</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p>法人所在地                      法人名                      代表者の氏名</p> <p>年 月 日</p> <p>印</p> <p>良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第 10 条の 8 の規定により、下記のとおり移行計画の実施状況を報告します。</p> <p>記</p> <p>1 実施状況報告の種別 ( ) 医療法施行規則附則第 60 条第 1 項に基づく報告  <u>削除</u></p> <p>( ) 同条第 2 項に基づく報告                      (新医療法人へ移行する旨の定款変更)</p> <p>( ) 同条第 3 項に基づく報告</p> <p>2・3 (略)</p>	<p><u>別添様式 6</u></p> <p>附則様式第 5（附則第 60 条第 1 項から第 3 項まで関係）                      実施状況報告書</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p>法人所在地                      法人名                      代表者の氏名</p> <p>年 月 日</p> <p>印</p> <p>良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第 10 条の 8 の規定により、下記のとおり移行計画の実施状況を報告します。</p> <p>記</p> <p>1 実施状況報告の種別 ( ) 医療法施行規則附則第 60 条第 1 項に基づく報告  <u>( ) 同条第 2 項に基づく報告</u>  <u>(移行計画の認定を受けた旨の定款変更)</u></p> <p>( ) 同条第 2 項に基づく報告                      (新医療法人へ移行する旨の定款変更)</p> <p>( ) 同条第 3 項に基づく報告</p> <p>2・3 (略)</p>

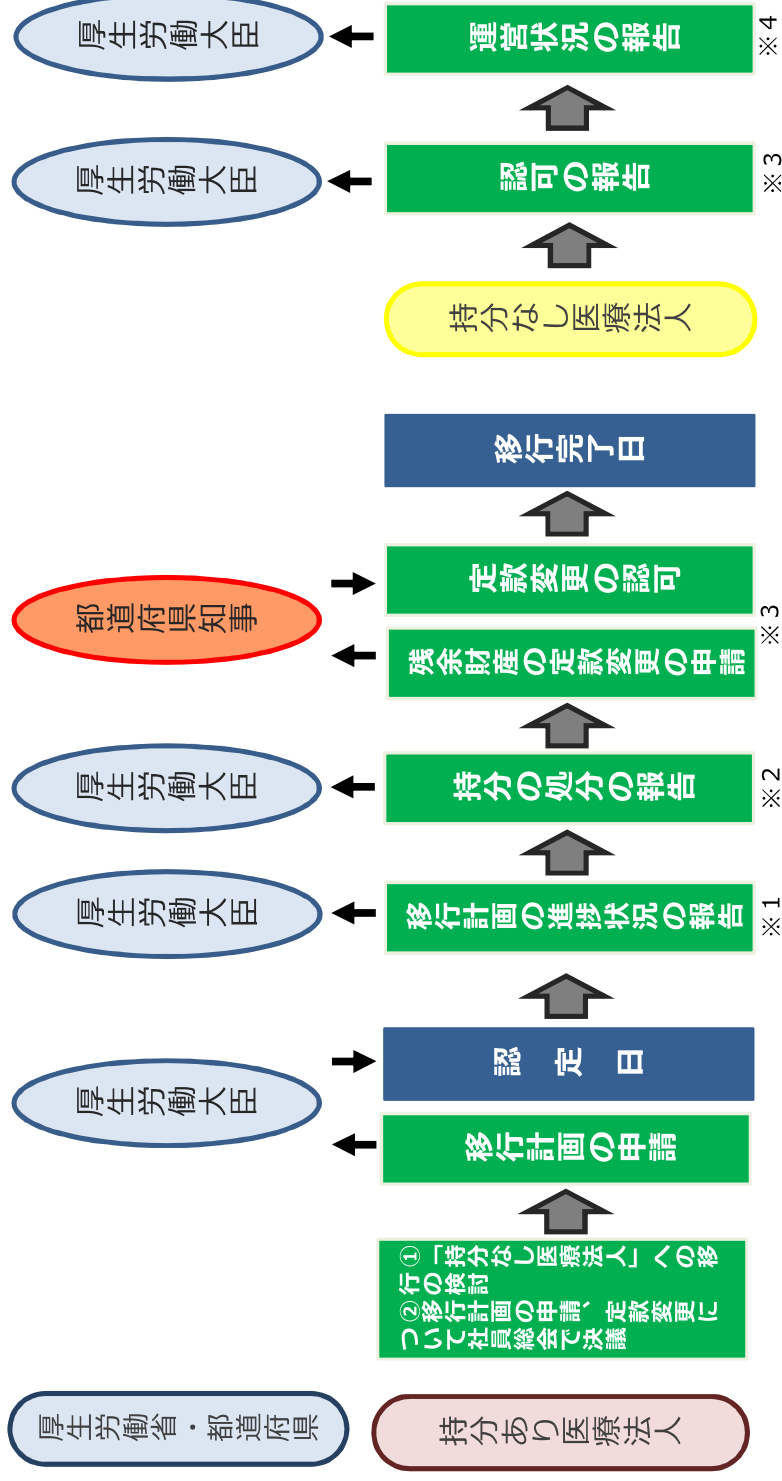
# 持分の定めのない医療法人への移行計画認定制度について

## 変更の内容

- ▶ 令和2年4月1日以降は、都道府県における定款変更の認可を2回から1回に変更する。
  - ・厚生労働大臣から移行計画の認定を受けた後、認定を受けた旨を記載した定款変更について、3ヶ月以内に都道府県知事の認可を受ける必要があるが、これを廃止する。
  - ・都道府県知事の認可を受けた日から3ヶ月以内に、認可を受けた旨を厚生労働大臣に報告する必要があるが、これを廃止する。
- ▶ 令和2年4月1日以降に厚生労働大臣に対して移行計画認定申請書を提出する場合は、申請時点の定款を添付する。



# 移行計画認定制度の手続きの流れ（令和2年4月1日以降）



- ※1 移行期限内で、かつ、移行が完了するまでの間、認定日から1年を経過すること、3か月以内に厚生労働大臣に移行計画の進捗状況を報告する。
- ※2 移行期限内で、かつ、移行が完了するまでの間、出資者に持分の処分（放棄、相続、譲渡、贈与等）があった場合、3か月以内に厚生労働大臣に出資の状況を報告する。
- ※3 移行期限までに、残余財産の帰属先に関する定款変更の認可を受け、持分の定めのない医療法人への移行完了後、3か月以内に厚生労働大臣に定款変更の認可を受けた報告を行う。
- ※4 移行完了後、
  - ① 5年を経過するまでの間…1年を経過すること、3か月以内に厚生労働大臣に運営状況を報告する。
  - ② 5年を経過してから6年を経過するまでの間…5年10か月を経過する日までに厚生労働大臣に運営状況を報告する。

## 移行計画認定の申請書類

改正前（令和2年3月31日）まで

### 移行計画認定の申請書類※1

- イ 移行計画認定申請書（附則様式第1）
- ロ 移行計画（附則様式第2）
- ハ 定款変更案（移行計画の認定を受け  
た認定医療法人である旨を記載したも  
の）及び新旧対照表
- ニ 出資者名簿（附則様式第3）
- ホ 社員総会の議事録（移行計画の申請、  
移行計画の認定を受けた認定医療法人  
である旨を記載した定款変更）
- ヘ 直近の三会計年度に係る貸借対照表  
及び損益計算書
- ト 運営に関する要件該当の説明資料



改正後（令和2年4月1日）以降

### 移行計画認定の申請書類※1

- イ 移行計画認定申請書（附則様式第1）
- ロ 移行計画（附則様式第2）
- ハ 定款（申請時点のもの）
- ニ 出資者名簿（附則様式第3）
- ホ 社員総会の議事録（移行計画の申請）
- ヘ 直近の三会計年度に係る貸借対照表  
及び損益計算書
- ト 運営に関する要件該当の説明資料

※1 移行計画の認定を受けようとする持分の定めのある医療法人は、イ～トを厚生労働大臣に提出する。



## 医療法施行規則の一部を改正する省令の経過措置

### 【経過措置の内容】

移行計画の認定を受けた旨を記載した定款変更の廃止は、令和2年4月1日以後にされる定款変更申請に適用する。

令和2年3月31日以前に、移行計画の認定を受けた旨を記載した定款変更を都道府県に申請した場合は、都道府県の事務手続きが4月以降となっても、認可を受けて（※1）、当該認可を受けた旨を厚生労働大臣へ報告する必要がある（※2）。

- ※1 厚生労働大臣の移行計画の認定を受けた日から3ヶ月以内に、都道府県の定款変更認可を受けること。
- ※2 都道府県の定款変更認可を受けた日から3ヶ月以内に、厚生労働大臣へ報告すること。

### 「医療法施行規則の一部を改正する省令」（令和2年厚生労働省令第54号）

#### 【経過措置】

新規則第57条、第59条及び第60条第2項の規定並びに附則様式第五は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる医療法（昭和23年法律第205号）第54条の9第3項に基づく認可の申請について適用し、施行日前にされた同項に基づく認可の申請については、なお従前の例によるものとする。また、この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなすこととする。なお、この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。